

いわき市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成21年6月26日

いわき市長 櫛田 一 男

いわき市規則第20号

いわき市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）の施行に関し、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成21年政令第24号）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(居住環境の維持及び向上への配慮)

第2条 法第6条第1項第3号に規定する良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上への配慮に係る基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2第1項の規定による地区計画等の区域（同項の条例において建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する制限を定めている区域を除く。）内にあっては、地区整備計画等（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠についての制限に限る。）に適合するものであること。
- (2) 景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定による景観計画の区域内にあっては、当該景観計画に定められた良好な景観形成のための行為の制限に関する事項（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠についての制限に限る。）に適合するものであること。
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第4項に規定する促進区域の区域、同条第6項に規定する都市計画施設の区域、同条第7項に規定する市街地開発事業の施行区域、同条第8項に規定する市街地再開発事業等予定区域又は住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第8条第1項の告示があった日後における同法第2条第3項の改良地区に、建築をしようとする住宅が位置しないこと。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(認定の申請に必要と認める図書)

第3条 省令第2条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 法第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請に係る住宅（以下

「認定申請住宅」という。)が住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。)第5条第1項の登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)により法第6条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる基準に適合していると認定された場合 登録住宅性能評価機関が発行するその旨を証する書類

- (2) 認定申請住宅の全部又は一部が住宅品質確保法第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関(以下「登録住宅型式性能認定等機関」という。)により、住宅品質確保法第31条第1項の住宅型式性能認定(以下「住宅型式性能認定」という。)を受けた型式に適合する場合であって、当該住宅型式性能認定が法第6条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる基準の全部又は一部に適合するとき 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成12年建設省令第20号。以下「住宅品質確保法省令」という。)第41条第1項に規定する住宅型式性能認定書(登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。以下「住宅型式性能認定書」という。)の写し
- (3) 認定申請住宅の全部又は一部が住宅品質確保法第40条第1項に規定する認証型式住宅部分等(以下「認証型式住宅部分等」という。)である場合であって、当該認証型式住宅部分等が法第6条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる基準の全部又は一部に適合するとき 住宅品質確保法省令第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書の写し
- (4) 長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準(平成21年国土交通省告示第209号)第3の長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている場合 長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書(住宅品質確保法第59条第1項による登録試験機関が行う同法第58条第1項の特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定(登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下「試験」という。))を受けたときは、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験等の結果の証明書)

- (5) 認定申請住宅に係る長期優良住宅建築等計画が法第6条第1項第3号に掲げる基準に適合するものである場合 同号に掲げる基準に適合することを確認できる図書又は書面等の写し

(認定の申請に不要と認める図書)

第4条 省令第2条第3項の所管行政庁が不要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 住宅型式性能認定書の写しを添えた場合 当該住宅型式性能認定書において、住宅品質確保法省令第64条第1号イ(3)の規定により住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書
- (2) 型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えた場合 当該型式住宅部分等製造者認証書において、住宅品質確保法省令第64条第1号ロ(4)の規定により住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書

(認定を受けた計画の取りやめ)

第5条 法第14条第1項第2号の認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出は、取りやめ申出書(第1号様式)により行うものとする。

(工事完了報告)

第6条 法第10条に規定する認定計画実施者は、同条第2号に規定する認定長期優良住宅の建築に関する工事が完了した場合は、工事完了報告書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。